

業務及び財産の状況に関する説明書類

第9期 2025年1月1日から 2025年12月31日まで

2026年3月18日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 丸の内監査法人

所在地 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号

岸本ビルディング5階

代表者 統括代表社員 須永 真樹

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

当法人は、次の業務を行うことを目的としております。

- ①財務書類の監査又は証明
- ②財務書類の調整又は財務に関する調査、立案若しくは相談
- ③公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

(2) 監査法人の沿革

当法人の沿革は次の通りです。

2017年6月1日 設立

2018年10月24日 準登録事務所名簿(品質管理ビュー実施前監査事務所)
への登録

2020年4月15日 上場会社監査事務所名簿への登録

2024年8月26日 上場会社等監査人名簿への登録

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当法人は公認会計士法第1条の3第5項に規定する無限責任監査法人です。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

法定監査のほか任意監査を含めて幅広く監査証明業務を行っております。

また、非監査証明業務として、財務書類の調整又は財務に関する調査、立案若しくは相談の各業務を行っております。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

2025年12月31日現在
(会計年度末日)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	1社	1社
②金商法監査		
③会社法監査	2社	
④学校法人監査	1社	
⑤労働組合監査		
⑥その他の法定監査		
⑦その他の任意監査	13社	
計	17社	1社

(4) 非監査証明業務の状況

	大会社等	その他
対象会社数	一社	8社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当法人は、「会計、監査、税務の専門家として日本経済の発展と世界の平和に貢献するとともに全てのメンバーが幸せと豊かさを共有する」ことを経営の基本方針としております。

② 経営管理に関する措置

当法人は最高経営責任者として統括代表社員を、経営意思決定機関として社員会を設置し、法人の経営を執行しております。経営上の重要事項は社員会において決定されます。

小規模なため構成員全員が顔の見える関係にあり、社員会の決定事項を統括代表社員のリーダーシップの下で機動的に実行する経営管理を実

施しております。

また、外部顧問による助言・提言を通じてガバナンス体制の強化を行っております。

③ 法令遵守に関する措置

当法人は、職業的専門家としての基準及び法令を遵守して監査業務を実施するために、監査の品質管理規程をはじめとする諸規程、ガイドラインを整備・運用しております。

またインサイダー取引を防止するため「インサイダー取引防止規程」を制定し、全構成員に遵守を義務付け、研修を実施し、年に1回調査を実施し「インサイダー取引防止に関する誓約書」を入手しております。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当法人では、専担者として品質管理責任者を社員の中から選任しております。品質管理システムにおける活動を実施するために、十分な時間を含む適性及び適切な能力を有する者を品質管理担当者として選任しております。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

当法人の品質管理責任者は、品質管理システムに関する業務に従事するほか、一定の制限のもと個別の監査業務にも従事しております。該当する個別の監査業務が品質管理システムに関する業務において自己レビューとなることが無いように、該当する個別の監査業務に関与しない専担者以外の者が品質管理業務を実施することとしております。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日（会計年度中の一定の日）

2025年12月31日

② 業務の品質の管理の目的

業務の品質の管理の目的は、当法人が実施する業務に関し、以下の合理的な保証を提供するために、品質管理システムを整備し運用することにあ

ります。

- ・ 当法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。
- ・ 当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

(職業倫理の遵守)

当法人は、当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、監査の品質管理規程において、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。

当法人では、全構成員に対し「職業倫理に関する宣誓書」により職業倫理が遵守されていることを確認しております。

(独立性の保持)

当法人は、当法人、専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、監査の品質管理規程において、独立性の保持のための方針及び手続を定めております。

品質管理責任者は、当法人及び専門要員が、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年一定時点及び必要となる時点において独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書である倫理規則実務ガイダンス第3号「監査人の独立性チェックリスト（実務ガイダンス）」により独立性に対する阻害要因の有無を確認しております。

(主要な担当者のローテーション)

当法人は、監査業務の主要な担当者の長期間の関与に関して、方針及び手続を監査の品質管理規程に定めております。大会社等の監査業務については、監査責任者、審査担当者及び該当する場合にはローテーションの対象となるその他の者に対して倫理規則で定める一定期間のローテーションを義務付けております。

イ. 業務に係る契約の締結及び更新

当法人は、関与先との契約の新規の締結及び更新に関する方針及び手続を監査の品質管理規程及び監査契約の新規締結及び更新に関する規程に定めております。

時間及び人的資源など、業務を実施するための適性及び能力を有していること、関連する職業倫理に関する規定を遵守できること、関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないことを確認できた場合に、関与先との契約の新規の締結又は更新を行うこととしております。

監査契約の新規受嘱にあたっては、社員会の承認を受けるものとし、監査契約の継続にあたっては、審査担当者の承認を受けるものとしておりますが、必要と認めた場合には、社員会の承認を受けるものとしております。

ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

当法人は、監査責任者の選任に関して、監査責任者が、その職責を果たすための適切な適性、能力及び権限を有し、十分な時間を確保できることを確かめ、監査責任者が、職業倫理（独立性を含む。）を遵守して監査業務を実施できることを確かめることとしております。

監査チームのメンバーの選任に関しては、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して監査業務を実施し、状況に応じた適切な監査報告書を発行することを可能にするために必要とされる適性及び能力を有する専門職員をそれぞれの監査業務に選任することとしております。

エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ア) 社員の報酬の決定に関する事項

当法人は、社員、従業員、非常勤公認会計士等の人事考課を、人事規程の定めるところにより行っております。人事考課により、社員等の一定期間の業務成績及び能力を考課し、これに基づいて昇給、賞与、配置及び昇格、教育訓練の適正を図っております。

社員の報酬の決定に関しては、社員評価書を事前に示し、年に1回12月に統括代表社員が評価を実施します。その評価に基づき、報酬の検討が行われております。報酬の検討にあたっては、

監査業務の品質を優先しているか否かを重視しております。

(イ) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

当法人は、社員及び職員が職業的専門家として必要な適性や能力を維持し開発することができるよう、当法人内外の研修等を含め、継続的に必要な教育・訓練の適切な機会を提供することとしております。また、当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務の実施に際して、社員及び職員が必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供しております。

当法人に所属する公認会計士は、日本公認会計士協会の継続的専門能力開発制度で定められている必要な単位数以上の履修が義務付けられております。

オ. 業務の実施及びその審査

(ア) 専門的な見解の問合せ

当法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施することとしております。

また、当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討することとしております。

(イ) 監査上の判断の相違の解決

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者や監査事務所の品質管理システムにおいて活動を実施する者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を監査の品質管理規程に定めております。

監査上の判断の相違が生じた場合には、速やかに品質管理責任者に報告し、品質管理責任者は、報告された内容を検討し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置を取ることとし

ております。

監査上の判断の相違が解決できない場合には、品質管理責任者は、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行い、監査上の判断の相違を解決することとしており、専門的な見解の問合せを行った者は、監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処について、適切に文書化しなければならず、監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならないこととしております。

(ウ) 監査証明業務に係る審査

当法人は、審査に関する方針及び手続を、審査規程として定めており、原則として、全ての監査業務について審査を実施しております。また、当法人は、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、監査報告書の日付は、審査の完了日以降とすることとしております。

審査担当者は、監査チームのメンバーではなく、審査を実施するための十分な時間の確保を含む、適性と能力及び適切な権限を有しており、我が国における職業倫理に関する規定へ準拠している等の適格性の要件を満たす者を選任しております。

なお、社員会付議基準に該当する案件の場合は、審査担当者による審査に加えて社員会の審査を要するものとしております。

(エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人では、監査ファイルの最終的な整理を完了する期限は、監査報告書日（監査ファイルに複数の監査報告書が含まれる場合には、いずれか遅い監査報告書日）から、60日を超えないものとしております。

監査調書は、一部の紙媒体の監査調書を除き、電子監査調書を原則としており、電子監査調書システムにおいて、監査報告書日後の更新履歴を管理しております。また、電子監査調書システムの仕様により、監査ファイルの最終的な整理後は監査調書の変更はできないよう電子的に保存され、また、紙媒体の監査調書は監査チームがアクセスできないよう管理しております。

カ. 業務に関する情報の収集及び伝達

当法人は、品質管理システムの整備及び運用を可能にするために必要となる情報システムを整備し、適切に管理することとしております。

当法人は、品質管理システムの活動又は監査業務の実施に関連する責任を理解し、責任を果たすために必要な情報を、十分かつ適時に専門要員及び監査チームに伝達し、専門要員及び監査チームは、品質管理システムの活動又は監査業務を実施する際に、当法人に適切に報告を行うこととしております。

また、公認会計士法上の大会社及び会計監査人設置会社の監査の場合には、当法人の品質管理システムの整備・運用状況の概要を監査役等に書面又は電磁的記録で伝達することとしております。

当法人では、外部から広く監査業務等に関する情報を受け付ける窓口として、「監査ホットライン」を開設しております。「監査ホットライン」設置の目的は、当法人の監査業務等に係る不正・粉飾及び法令違反等（公認会計士の独立性違反、インサイダー取引等を含む）に関する情報を広く収集することにより、当法人の提供する監査業務等の品質向上を図る点にあります。

キ. 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するための方針及び手続を監査の品質管理規程に定めております。

監査人の交代に際して、倫理規則に定める基本原則を遵守するため概念的枠組みアプローチを適用し、基本原則の遵守の阻害要因を識別することとしております。

品質管理責任者は、監査人の交代に際して前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方についての監査業務の引継に関して、監査業務の引継に関する方針及び手続に準拠して行われているかどうかを確かめることとしております。

ク. アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当法人では、品質管理に係る職務権限規程を定め、品質管理システムに係る各職位の責任と権限を明確にしております。

統括代表社員は、当法人の品質管理システムに関する最高責任並び

にモニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任を負い、品質管理責任者は、品質管理システムの整備及び運用に関する責任、独立性に係る要求事項の遵守に関する責任、及び不正リスクに関する品質管理の責任を負うこととしております。

なお、品質管理システムにおける活動を実施するために、十分な時間を含む適性及び適切な能力を有する者を品質管理担当者として選任しております。

ケ. アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人は、品質管理システムの目的を達成するために、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」で規定している品質目標を設定しております。

当法人は、社員の全員、品質管理担当者及び品質管理に従事する専門要員をもって構成する品質管理会議における議論を踏まえた上で、品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、品質リスクに対処するための対応から成る、リスク評価プロセスをデザインし適用しております。

コ. アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当法人は、品質管理システムの整備及び運用について、関連性及び信頼性が高く、かつ適時性を有する情報を提供し、不備が適時に改善されるよう、適切な措置を講じるため、モニタリング及び改善プロセスを定めております。

当法人のモニタリング活動は、日常的モニタリング活動と定期的なモニタリング活動の組合せにより構成され、日常的モニタリング活動は、通常、日常的な活動であり、当法人のプロセスに組み込まれて、状況の変化に対応して即時に実施されます。定期的なモニタリング活動は、一定の間隔で実施されます。

モニタリング活動の実施、外部の検証及び他の関連する情報源から得られた発見事項を集約し、モニタリング及び改善プロセス自体に関するものを含め、発見事項を評価し、不備が存在するかどうかを判断します。

識別された不備については、重大性と広範性を評価します。識別さ

れた不備の根本原因の調査手続決定の際に、想定される重大性を考慮し、また、識別された不備が品質管理システムに及ぼす影響を評価します。

また、識別された不備に対処するための是正措置を、その根本原因の分析結果に応じてデザインし、適用します。

- ④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

当法人は、品質管理システムに関する最高責任者である統括代表社員が、当法人の会計年度の末日（12 月末）を基準日として品質管理システムを評価することと定めております。

2025 年 12 月 31 日を基準日とした評価の実施において、不備が識別されなかったことから、当法人の品質管理システムは、品質管理システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供していることを確認しました。

- ⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

該当事項はありません。

- (4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

監査証明業務の執行はすべて公認会計士である社員を業務執行社員として行われており、審査の実施も公認会計士である社員によって行われております。特定社員はいないため、特定社員による監査証明業務への関与はありません。

- (5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項（品質管理レビュー））を受けた年月

2023 年 3 月（通常レビュー）

- (6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当法人の品質管理システムに関する最高責任者である統括代表社員 須永真樹は、当法人の第 9 期（2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日まで）の

業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しました。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

該当事項はありません。

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当事項はありません。

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項はありません。

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
5人	-人	5人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

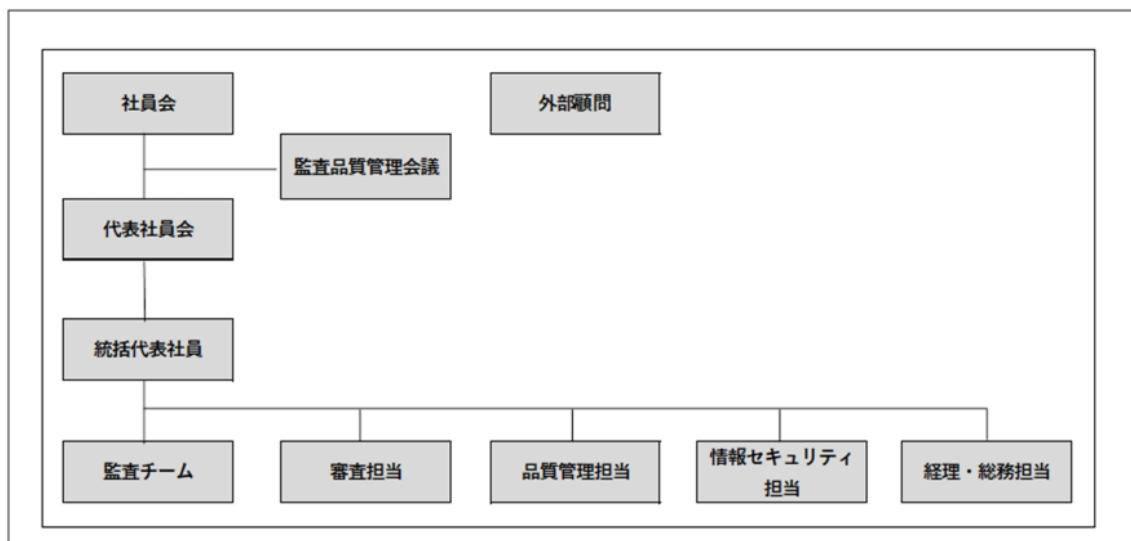
合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	経営に関する重要事項の決定及び承認	5人	-人	5人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 丸の内監査法人	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビルヂング5階	5人	-人	5人	11人 ※
(従) 該当無し					

※非常勤職員の9人の公認会計士を含む

四. 監査法人の組織の概要



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第8期 2024年1月1日から 2024年12月31日まで	第9期 2025年1月1日から 2025年12月31日まで
売上高		
監査証明業務	92,620	85,185
非監査証明業務	38,336	37,746
合計	130,956	122,931

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人であるため、計算書類の添付は行っておりません。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人であるため、該当事項はありません。

4. 供託金等の額

無限責任監査法人であるため、該当事項はありません。

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容
無限責任監査法人であるため、該当事項はありません。

一. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称
アートグリーン株式会社